

# 国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ 高額介護合算療養費の制度と 申請手続きについて

## 申請手続きについて

【高額介護合算療養費制度】  
医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

①「病院にかかったとき」、  
②「介護サービスを利用したとき」の1年間の自己負担額の合計が、下表の基準額を超えた場合、役場窓口へ申請することで、高額介護合算療養費として支給されます。



### 高額介護合算療養費

①と②の自己負担額を合算し、下表の基準額を超えた分が支払われます。

※同一世帯であっても、加入している医療保険が違っていると合算できません。  
※医療保険または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合、または支給決定額が500円以下の場合には支給されません。  
※各種医療費助成制度を利用してしている方は、医療機関窓口で支払う自己負担額が軽減されていますが、介護サービス費との合算となる場合があります。  
【申請方法】  
高額介護合算療養費（平成30年度分）が支給の対象となる方には、3月以降に申請案内を送付します。  
ただし、次に該当する方は、申請の案内ができない場合がありますので、国民健康保険係へご相談ください。  
▼平成30年8月1日～令和元年7月31日の間で次の方  
・被用者保険から国民健康保険へ移行された方  
・被用者保険または国民健康

保険から後期高齢者医療制度に移行された方  
・他の市町村から転入した方  
【国保制度に関する問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係  
☎0137-62-2112

【後期高齢者医療制度に関する問い合わせ先】  
北海道後期高齢者医療広域連合  
☎011-290-5601

住民生活課国民健康保険係  
☎0137-62-2112

### ■国保被保険者70歳未満の方

区分	自己負担額の合計基準額
区分ア	212万円
区分イ	141万円
区分ウ	67万円
区分エ	60万円
区分オ	34万円



### ■後期高齢者医療・国保被保険者70歳以上の方

負担割合	区分	自己負担額の合計基準額
3割	現役並み所得者	(課税所得690万以上) 212万円
		(課税所得380万以上) 141万円
		(課税所得145万以上) 67万円
1割 (国保2割含む)	住民税 区分Ⅱ	31万円
	非課税世帯 区分Ⅰ	19万円

※1年間の自己負担額の計算期間  
平成30年8月1日～令和元年7月31日  
※支給額計算は、令和元年7月末時点の所得区分で計算されます。

## 後期高齢者医療 からのお知らせ

## 医療費通知

【医療費通知を全受診者へ送付します】

広域連合では被保険者の皆さまの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を令和2年2月末に送付します。対象期間に医療機関等を受診した全ての皆さまへ送付します。

これは、一定期間の医療費をお知らせすることで、自己の健康への関心や後期高齢者医療

制度に対する認識を深めていただくとともに、医療費通知を被保険者に直接届く広報媒体として活用し、さまざまな健康等に関する情報を提供することで、医療費適正化、ひいては被保険者の負担軽減を図ることを目的としています。

### 【注意事項】

・このお知らせは、皆さまの受診状況についてお知らせするものであり、請求書ではありません。また、特に手続きなど行っていない限り必要はありません。

・医療機関等の請求遅れや請求内容を審査中のものなど一部の受診記録が記載されていない場合があります。

・自己負担額は、市町村等から医療費助成を受けているなど、記載されている金額と実際に窓口で支払った金額が異なる場合があります。

### 【問い合わせ先】

北海道後期高齢者医療広域連合  
☎011-290-5601

住民生活課国民健康保険係  
☎0137-62-2112

熊石総合支所住民サービス課  
☎01398-2-3111